

前橋工科大学大学案内冊子作成業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

公立大学法人前橋工科大学（以下「前橋工科大学」という。）は、受験生やその保護者等を主な対象とした大学案内冊子を作成するにあたり、分かりやすく見やすいデザインの大学案内冊子とするため、公募型プロポーザル方式により前橋工科大学大学案内冊子作成業務の委託候補者を選定します。

2 委託業務の内容

（１）事業名 ２０２７年度前橋工科大学大学案内冊子作成業務

（２）業務の目的

前橋工科大学の特色や魅力をはじめ、教育、学生生活、入試、就職、進学等の情報を冊子としてまとめ、受験生や、その保護者、高校教員等に対して、正確に分かりやすく伝えることにより、前橋工科大学の志願者の増加及び知名度の向上を図ることを目的とします。

（３）業務内容

大学案内冊子の作成業務及びその業務を遂行するためのデザインやレイアウトの企画、写真撮影、印刷製本等

詳細は別紙仕様書を参照してください。

（４）契約期間

契約締結日から令和８年５月３１日まで

（５）見積価格上限額等

３，８００千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とします。

3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

（１）公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程（令和４年４月１日制定公立大学法人前橋工科大学規程第１２号）第３条及び第４条に該当しない者であること。

（２）前橋市の令和６・７年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、大分類に「印刷・製本」、小分類に「オ

フセット印刷」が含まれていること。

- (3) 日本国内の大学又は専門学校等の学校案内冊子又は自治体の広報誌等の納品実績があること。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、公立大学法人前橋工科大学物品購入契約等業者指名停止措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

4 スケジュールの概要

項目	期日
実施要領・仕様書等の公表	令和7年7月24日（木）
質問受付期限	令和7年8月4日（月）17時まで
質問への回答期限	令和7年8月8日（金）まで
参加表明書提出期限	令和7年8月20日（水）17時まで
参加表明書確認結果通知の発送	令和7年8月22日（金）まで
企画提案書受付期間	令和7年8月25日（月）から 令和7年9月3日（水）17時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年9月上旬予定
審査結果の公表・結果通知の発送	令和7年9月中旬予定
契約締結、業務開始	令和7年9月下旬予定

5 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限

令和7年8月4日（月）17時まで

- (2) 提出書類

質問書【様式1】

(3) 提出方法

質問書に必要事項を記載し、事務局あてに電子メールで送信してください。送信後は事務局にその旨を連絡してください。

※電子メールのタイトルは、冒頭に【工科大：質問】と記載し、質問の要旨を記載してください。

※質問の内容について個別に確認場合があります。

※質問は提案書等の作成に係る質問に限るものとし、審査に係る質問は一切受け付けません。

※電話や来訪等による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けません。

(4) 回答方法

すべての質問と回答を令和7年8月8日（金）までにホームページにて公開します。

※質問者が分かる文言、表現などは削除又は修正することがあります。

6 参加表明書の提出及び参加資格確認結果の通知

(1) 提出期限

令和7年8月20日（水）17時まで

(2) 提出書類

本業務に参加を希望する者は、以下の書類を提出してください。

①参加表明書【様式2】

②誓約書【様式3】

③法人定款、会社の概要がわかるパンフレット等

④関連業務の実績（大学案内冊子等）及び契約書の写し

(3) 提出先

公立大学法人前橋工科大学事務局総務課総務企画係（以下「事務局」という。）

(4) 参加資格確認結果の通知方法

令和7年8月22日（金）までに電子メールにて通知します。

7 企画提案書受付

(1) 受付期間

令和7年8月25日（月）から令和7年9月3日（水）17時まで

(2) 提出書類

参加資格を有し、プロポーザルの参加をする者は、別紙仕様書に記載されている事項を十分確認し、以下の書類を事務局に提出してください。

①企画提案書（１０部）

- ・会社・事業概要、デザイン方針を含めてください（他の項目を追加しても差し支えありません。）。

※A４サイズ横書きとし両面印刷（長辺とじ）で作成してください。

②業務実施体制申告書（１０部）【様式４】

③提案案内冊子（１０部）

- ・次のア～ウについてA４判縦サイズで作成してください。見開きを使用した提案も認めます。

ア 台割案（２案まで提出可能）

イ 表紙及び裏表紙デザイン案（２案まで提出可能）

ウ 下記項目のページ構成・デザイン案（１案のみ）

- ・大学紹介 ・地域連携及び国際交流
- ・学群紹介 ・プログラム紹介（１プログラム分のみ）
- ・在学生紹介 ・卒業生紹介
- ・その他アピールしたい項目（２ページまで）

※ページ構成について、上記項目を組み合わせることも認めます。

④作成スケジュール（１０部）

- ・A４サイズで作成してください。
- ・令和７年１０月１日から令和８年５月３１日までを業務期間とみなして作成してください。

⑤見積書【様式５】

８ プレゼンテーション

（１）実施日

令和７年９月上旬予定 参加資格決定通知に記載します。

（２）場所：前橋工科大学 １号館１階多目的ホール

- ・説明者は１者につき３名以内とします。説明者には、必ず実務担当者を含めてください。
- ・１者ずつの呼び込み方式とし、１者につき３０分以内で企画提案書、提案案内冊子を説明してください。引き続き質疑応答となります。

・欠席した場合は、企画提案書の審査及び選定から除外します。

(3) 準備品等

プロジェクター、スクリーン、HDMI ケーブルの用意はありますので、説明に必要なそれ以外のものは参加者で準備してください。

(4) その他

提出書類を基に説明してください。

プレゼンテーションに係る追加資料の提出は認めません。ただし、前橋工科大学が追加資料の提出を求めた資料等については、この限りではありません。

9 審査

(1) 審査方法及び評価基準

前橋工科大学大学案内冊子作成業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会が企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の評価項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

評価項目	評価資料	配点
事業者に関する項目	業務実施体制申告書	20点
企画提案書、ヒアリング等に関する項目	企画提案書 スケジュール	50点
見積価格に関する項目	見積書	30点

(2) 実施日

令和7年9月上旬予定 「8 プレゼンテーション」と同日に実施します。

10 委託候補者の選定方法

(1) 評価点の合計が最上位の者を最も事業を遂行できるものと判断して、本事業の委託候補者として選定します。

(2) 同点の場合は「企画提案書、ヒアリング等に関する項目」の評価点が高い者を上位者として決定します。

(3) 上記方法においてもなお同順位である場合は、くじ引きにより決定することとします。

(4) 評価点が満点の6割（小数点以下切り捨て）未満の場合は、委託候補者として選定しません。

- (5) 参加者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしますが、評価点が満点の6割未満の場合は、委託候補者として選定しません。

11 審査結果の公表・通知方法

(1) 通知方法

令和7年9月中旬予定 参加者に対して電子メールにて通知します。

(2) 公表方法

前橋工科大学のホームページにて公表します。ただし、公表は委託候補者名のみとします。

12 委託候補者資格の無効

委託候補者が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失することとします。この場合は、次順位者と交渉する場合があります。

- (1) 提案資料並びにプレゼンテーション及びヒアリング内容に虚偽の説明があった場合
- (2) 評価の公平性を害する行為があった場合

13 契約

- (1) 契約金額は、委託候補者の提示価格に基づき、委託候補者と協議のうえ決定いたします。
- (2) 契約内容は、仕様書、企画提案書、ヒアリングの内容に基づき、委託候補者と協議のうえ決定いたします。なお、協議をしていく中で前橋工科大学にとって有利な提案があった場合、当該提案を採用する場合があります。
- (3) 委託候補者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (4) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋工科大学に帰属します。

14 その他

- (1) この事業者選定に参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 書類提出後の企画提案書等の修正及び変更は一切認めません。
- (3) 提出された企画提案書等については、返却しません。

- (4) 参加表明書提出者が6者以上の場合、書類審査を実施し、プレゼンテーション参加者を選定します。その結果については、令和7年9月5日（金）までに電子メールにて通知します。なお、書類審査を実施する場合は、参加表明書確認結果通知にてお知らせします。
- (5) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属しますが、情報公開請求があった場合は、「前橋市情報公開条例の施行に関する公立大学法人前橋工科大学規則」に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- (6) 前橋工科大学が提供する資料は、この事業者選考に参加する目的以外の使用を禁じます。また、資料については返却願います。
- (7) 参加者及びその関係者が、審査に関して審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。
- (8) 令和8年度予算が、公立大学法人前橋工科大学定款第14条第1項の規定に基づき設置する理事会で可決されなかった場合、又は審査委員会でいずれの者も委託に相当しないと判断された場合は、このプロポーザルに参加した事業者の中から業務委託を実施しない場合があります。
- (9) 前橋工科大学に提出する書類について、押印の省略を認めています。押印を省略する場合は、提出書類に発行責任者及び担当者を記載してください。

●企画提案書等の提出・問い合わせ先

〒371-0816

群馬県前橋市上佐鳥町460番地1

公立大学法人前橋工科大学事務局総務課総務企画係

担当：稲村・小暮

電話：027-265-7351（直通）

FAX：027-265-3837

e-mail：jimu@maebashi-it.ac.jp